



資料編



資料編

1 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 子ども・子育て会議

(1) 設置要綱

各務原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 地域において子育て支援活動を行う者
- (4) 子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(2) 委員名簿

■各務原市子ども・子育て会議委員名簿

	団 体 等	氏 名
1	中部学院大学子ども学部 学部長	林 陽子
2	東海学院大学人間関係学部 子ども発達学科	杉山 章
3	市民委員	森 洋子
4	市民委員	古川 明美
5	市民委員	近藤 亜矢子
6	市民委員	足立 千春
7	市民委員	百富 奈緒
8	民生委員児童委員協議会 会長	森 勇
9	主任児童委員 代表	徳田 尚美
10	赤ちゃん訪問スタッフ	竹内 育美
11	小中学校長会 代表	凶司 義勝
12	岐阜県助産師会 代表	赤塚 庸子
13	子ども会育成協議会 代表	大谷 あゆみ
14	私立幼稚園連合会 会長	杉山 一夫
15	私立幼稚園父母の会 代表	小田 由江
16	私立保育所 園長会 代表	川島 俊樹
17	保育所保護者 代表	西松 とも子
18	中日本ダイカスト工業（株）取締役部長	真野 敏
19	（株）緑水庵	藤吉 里美
20	連合岐阜中濃地域協議会 事務局長	佐伯 義夫

■事務局名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部長	津田 義彦
2	子育て支援課 課長	広瀬 明美
3	子育て支援課 主幹	奥田 憲司
4	子育て支援課 子育て支援係長	横山 美佳
5	子育て支援課 幼保支援係長	川崎 篤
6	子育て支援課 子育て支援係	松井 さとみ
7	子育て支援課 子育て支援係	江見 あゆみ



【子ども・子育て会議】

(3) 会議の開催日と審議内容

	日付	審議内容
第1回	平成25年 12月25日	委嘱状の交付 子ども・子育て支援事業計画に関する基本的な考え方 市の子育て支援施策の状況・アンケート調査について 各委員が考える「子育て支援の充実」について
第2回	平成26年 2月17日	ニーズ調査の結果について 学童保育事業の内容や基準について 教育・保育等事業量の目標設定について
第3回	平成26年 5月12日	31年度における未満児の保育所等への入所人数（目標量）について（市長答申） 今後の審議事項に対するご意見 親の育児力の向上・父親の育児参加促進・育てやすい環境づくり 子育て支援と高齢者支援
第4回	平成26年 9月8日	各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について ①基本理念・基本目標・重点施策について ②利用量の見込みについて 新制度の導入に向けた各務原市の基準（案）について ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ②家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準 ③放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準
第5回	平成26年 12月24日	各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について 第1章 計画策定にあたって 第2章 子ども・子育て支援の現状 第3章 計画の基本的な考え方 第4章 施策の体系と展開 第5章 利用量の見込みと確保方策
第6回	平成27年 1月27日	各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について
第7回	平成27年 3月4日	パブリックコメントの報告について 子どものみらい応援プランについて（市長答申）



子どものみらい応援プラン

(各務原市子ども・子育て支援事業計画)

発行日 平成27年3月

発行者 各務原市 子育て支援課

住 所 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL (058) 383-1111 (代表)

